【介護用品購入券】交付事業について

令和８年４月現在

■交付の対象者■

市民税非課税世帯で、要介護３から５の方と同じ住所に住所登録し、同居して現に介護している方。介護慰労金の受給者はご利用できません。また、要介護者のショートステイ利用日数が１月あたり１０日を超える場合もご利用できません。

■交付の申請■

「介護用品購入券交付申請書」を地域包括支援センターへ提出してください。
市において、審査のうえ可否の判定結果を通知します。

■介護用品購入券の交付■

介護が必要な方お１人につき、ひと月あたり 6,000 円分の介護用品購入券（1,000 円×6 枚）を交付します。交付は年度末の３月分までです。

- 申請書提出日が 10 日以前のときは、申請月分から３月分まで交付
- 申請書提出日が 11 日以降のときは、申請月の翌月分から３月分まで交付

■介護用品購入券の使用について■

○使用期限があります

ひと月分（6,000 円分）ごと、その月の末日まで使用できます。
券の一枚一枚に使用期限が記載されていますので、確認のうえ使用してください。

○おつりは出せません

おつりが出せないので、1,000 円未満では使用できません。
（例）1,600 円分の商品を購入する場合、1,000 円分の券 1 枚と現金 600 円を支払う

■介護用品購入券で購入できるもの■　**取扱い事業所（商店）は裏面のとおりです**

大人用紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤（口腔ケア含む）、
ドライシャンプー、防水（吸水）シーツ
※上記以外のものは購入できません。

■介護用品購入券の返還■

介護対象者が「死亡」「転出」「施設入所」「３ヶ月以上の入院」をしたとき、または要介護３から５の区分でなくなったときは、その翌月分から、この券の使用はできません。
これらに該当する場合は、「返納届出書」に使用できなくなった券を添付し、地域包括支援センターに提出してください。
返還すべき券を使用した場合は、その金額相当分を返還していただきます。
詳細は下記へお問い合わせください。

■問い合わせ、申請書の提出先■

地域包括支援センター　TEL　０１８５－２４－３３２２

〒010-0595　男鹿市船川港船川字泉台 66-1　男鹿市役所　介護サービス課

■介護用品購入券を使用できる事業所（商店）■　　令和８年４月現在

店　舗　の　名　称	住　　所	電　話　番　号
菅原薬店	船川字化世沢１７５－３２	２４－２８３５
総合衣料湊谷	船川字栄町８１	２４－２８０１
（有）沢吉商店	船川字元浜町１９８	２４－２５２４
（株）なついコーポレーション	船川字栄町７－２	２３－２２７７
（株）薬王堂男鹿船川店	船川字海岸通り１－８－３	４７－７７５１
ツルハドラッグ男鹿店	脇本字石館１６	２２－２０５７
ＤＣＭ男鹿店	脇本字上中野５５	２５－２５２７
コメリホームセンター男鹿店	船越字内子２８９	３５－４０１１
ひらつか薬局	船越字船越３０７	３５－２７６５
スーパーセンターアマノ男鹿店	船越字内子１５６	３５－２２２５
介護ショップ　エミエル	船越字船越４０１－２３	３５－４８４０
（株）薬王堂男鹿 SC 店	船越字内子２１８－１	４７－７１３１
ツルハドラッグ男鹿払戸店	払戸字大堤１２７	４７－８２７１
千田薬舗	角間崎字家ノ下１５４－７	４６－２０２５
みさきケア（株）	払戸字横長根 89－2	４６－３５２６